

事業者（広告主）の皆さんへ

小樽市屋外広告物条例

屋外広告物にはルールがあります

小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室

【屋外広告物の種類】



■小樽市屋外広告物条例とは

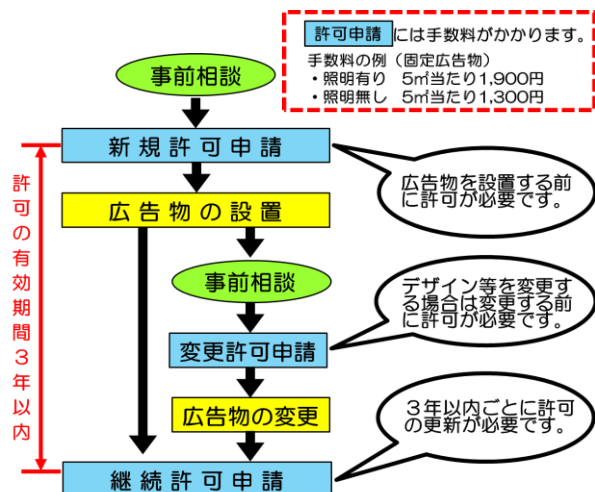
まちの良好な景観づくりや風致を守るため、また、屋外広告物の落下など人への危害を防止するために、**屋外広告物についての必要なルールを定めたもの**で、平成24年7月1日から運用しています。

■屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に向けて表示されるものを屋外広告物といいます。屋外広告物には左図のような種類があります。

ルール① 屋外広告物を表示・設置するときは、原則として市長の許可が必要です

＜ 許可手続の流れ ＞



＜ 許可が不要な屋外広告物もあります ＞

例えば、自己の営業所等に表示・設置するもので、一定の基準を満たすものなど、**例外的に許可が不要**な屋外広告物もあります。

許可が不要な屋外広告物の例

自家用広告物 (自己の営業所等に表示・設置するもの)の内、右に該当するもの	市域全域 ※区域についてはルール③を参照	営業所等への表示面積の合計が10㎡以内であること、または高さが4mを超える部分の表示面積の合計が1㎡以内であることのほか、色彩基準などに適合すること
	小樽歴史景観区域 ※区域についてはルール③を参照	営業所等への表示面積の合計が1㎡以内であることのほか、色彩基準などに適合すること
1面の表示面積が1㎡以内で、かつ、高さが3m以下の管理上必要なもの		

ルール② 屋外広告物を表示・設置してはいけない「物件」や「地域」、また、表示・設置してはいけない「広告物」があります

＜ 禁止物件の例 ＞

- ・街路樹、歩道柵
- ・信号機、照明灯、道路標識
- ・煙突、送電塔、ガスタンク
- ・銅像、記念碑
- ・電柱、消火栓標識 など

＜ 禁止地域の例 ＞

- ・第一種低層住居専用地域
- ・水天宮周辺地区
- ・文化財の敷地内
- ・国定公園、都市公園
- ・高速自動車国道沿線 など

＜ 禁止広告物の例 ＞

- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- ・倒壊または落下のおそれがあるもの
- ・著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離したもの
- ・著しく破損し、または老朽したものの
- ・信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの

※「禁止物件」や「禁止地域」でも、表示・設置できる屋外広告物があります(一定の基準を満たすものなど)。

※「電柱」及び「消火栓標識」には、はり紙、はり札、広告旗、立看板を表示・設置できません。

ルール③ 屋外広告物の表示・設置の許可について、市内を区分した地域ごとに屋外広告物の基準があります

≪ 市内区分：「市域全域」と「小樽歴史景観区域」に大分類しています ≫



市内を「市域全域」と「小樽歴史景観区域」の2つの区域に大分類し、さらに地域特性などを考慮して細区分しています。

■市域全域

小樽歴史景観区域を除いた市内全体の区域です。さらに住宅地や商工業地などを考慮し、4地域に細区分しています。

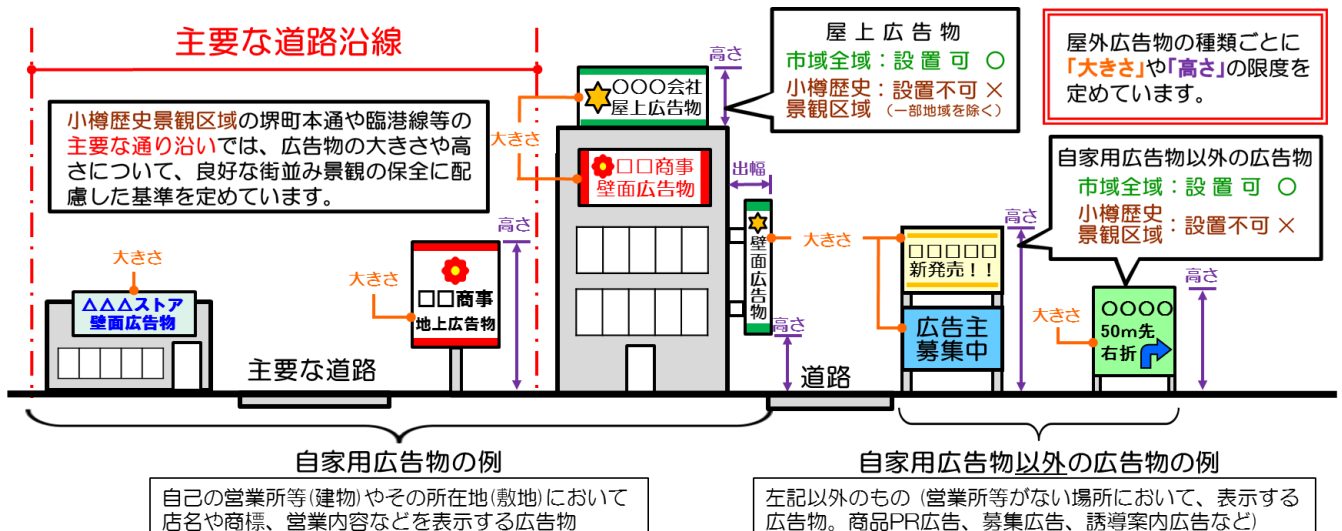
■小樽歴史景観区域

歴史、文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域です。さらに街並みなどを考慮し、6地域に細区分しています。

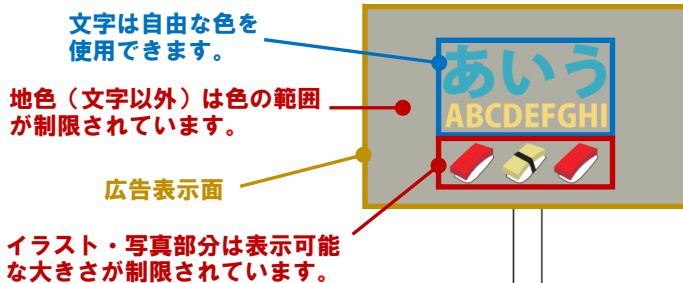
※細区分した地域ごとに屋外広告物の基準を定めています。

≪ 基準①：屋外広告物の「大きさ」や「高さ」の限度があります ≫

≪ 基準②：表示・設置できない屋外広告物の「種類」があります ≫



≪ 基準③：屋外広告物の地色に使用できる「色彩」の範囲があります ≫



地色(文字以外)に使用できる色の範囲があり、けばけばしい色や派手な色は使用できません。またイラスト・写真部分については、市域全域や小樽歴史景観区域において、広告表示面の中で、表示可能な面積の割合を定めています。

※ルール①②③のほか、屋外広告物の照明や簡易広告物に関する基準、管理者の設置などもあります。屋外広告物条例の詳細につきましては、下記の小樽市ホームページを御参照ください。

■ホームページ：<http://www.city.otaru.lg.jp/>

トップページ⇒事業者の皆さんへ⇒建設(景観・広告物規制)⇒屋外広告物

問合せ先

小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室
(景観まちづくりグループ)

■〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

■TEL：0134-32-4111 (内7472)

■FAX：0134-32-3963

■E-mail：matizukuri@city.otaru.lg.jp